平成２９年（フ）第９３３号
宮城県岩沼市館下３丁目３番15―211号
債務者　森田　耕二
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
千葉県茂原市上茂原455番地２
債務者　阿部　展也
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第５号
千葉県茂原市東郷2306番地３（住宅型有料老人ホーム東郷せせらぎ）
債務者　渡辺　達巳
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
富山県南砺市山本98番地、前住所石川県金沢市御所町１丁目392番地
債務者　笠田美由紀
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成３０年（フ）第３７号
山梨県韮崎市藤井町北下條2343番地８
債務者　井上　清美
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１号
長野市三輪２丁目２番28―２Ｄ号　ルネス北沢
債務者　大久保朋美（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２３号
長野市大字高田270番地２　レオパレス高田104
債務者　片岡　正義
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２４号
長野市稲里町中氷鉋633番地２　川中島ハイツ103
債務者　伊藤　悠太
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２号
長野県小諸市乙1209番地２　県営住宅Ａ―302号
債務者　藤村　久司
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１４号
長野県佐久市岩村田北１丁目17番地６　グリーンヒル２Ｃ
債務者　平田　裕康
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第１８号
岐阜県本巣郡北方町天狗堂１丁目52番地　セジュール大野　202号
債務者　木原　一也
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４７号
岐阜県瑞穂市本田1024番地６
債務者　ＣｌｕｂＲｉｔｚ，ＥｘｃｅｌｌｅｎｔことＬａＶｉｅｅｎＲｏｓｅＨｏｍｍｅこと　落合　武広
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４８号
岐阜県瑞穂市本田1024番地６
債務者　落合　孝子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５９号
岐阜県関市市平賀549番地１　岩下ビル202号室、前住所岐阜県関市市平賀337番地７
債務者　岩井　郁祐
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２１７９号
名古屋市中村区大正町４丁目31番地
債務者　中澤くす子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２６号
三重県鈴鹿市算所１丁目10番11号　グランシャリオ105
債務者　小橋川紀子
1　決定年月日時　平成30年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
津地方裁判所破産係